

開 議

○蒲生光男議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、遠藤健司企画調整課長が欠席のため、谷澤秀一企画調整課補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○蒲生光男議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

それでは順次、ご指名いたします。

高橋孝夫議員の質問

○蒲生光男議長 順位6番、議席番号13番、高橋孝夫議員。

(13番高橋孝夫議員登壇)

○13番 高橋孝夫議員 おはようございます。

私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告しております2点について質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、長井市の保育事業の展開についてです。

第1点目は、児童センターに延長保育を導入することについて伺います。

9月定例会に議案第67号 長井市児童センター設置条例の一部改正案が提案をされています。来年4月から市内のすべての児童センターで、朝は1時間、夕方は2時間延長保育を導入し、その際の1時間当たりの使用料を月額500円とするものです。子育て支援の推進を図るための改正ということですが、認可保育園などとは違い、児童センターでの延長保育は幾つか整理しなければならない課題や問題があるのではないかと私は感じています。同時に、私の理解では、保育計画で指定管理者制度導入にあわせて2歳児保育や延長保育を導入するものと考えていましたので、指定管理者制度導入の有無にかかわらず長井市児童センターとして保育時間を統一するという提案は唐突に感じます。具体的な質問に入る前に、このたびの提案に至った経過などについて、子育て支援課長からお聞かせをいただきたいと思っております。その上で、以下お伺いをいたします。

1つは、児童センターごとに運行している園児バスについてです。延長保育を実施する場合、当然にして現在運行している園児バスを利用するのではなく、父母などによる送り迎えということになります。延長保育の希望が多くなればなるほど、現状のままの園児バスを利用しない園児がふえることになると考えられます。先月に実施したアンケート調査によりますと、「延長保育の利用者がふえバスの利用の負担がふえる可能性があります。その場合バスを利用しますか」という設問に対して、62%が「多少の負担ならバスを利用するが、負担額が大きければバスを利用しないで家族が送迎する」と答えています。こういった状況を踏まえ、どのように対処しようと考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

「春から3回ほど父母の会と話し合いを重ね

ているが、市の考え方と各父母の会の考え方には大きな開きがある」という説明でしたが、その後どのように進んでいるのかも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

2つは、現在児童センターで実施している学童保育と混在することにならないかということについてです。特に児童センターを使って学童クラブを実施しているところは、延長保育と混在する時間帯が出てくるのではないかと考えられます。平成22年度の主な施策の成果報告書によりますと、学童クラブは年々利用者が増加し、手狭になっている施設も見受けられるため、今後対策が必要であると触れています。私は、学童クラブについては当該の小学校で教育委員会主導で展開すべきと申し上げてまいりました。児童センターで延長保育を行うということであれば、同じ施設で学童クラブも同時に展開することは不可能と考えます。この際、学童クラブの運営のあり方について抜本的に見直しを行い、整理する必要があると思いますが、いかがですか。この間の検討内容についてあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

3つは、延長保育を導入するに当たっての職員数と勤務体制がどうなのかについてです。資料によれば、現状の職員に加えて、新たに朝1時間、夕方2時間の保育補助員1名を当てる予定ということですが、今後、調整、変更になる場合があるとされています。現時点でどこまで検討が深まっているのか、総務や財政など関連する部門との調整などはどこまで進んでいるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

4つは、申し上げている3点について、昨年度から実施している致芳児童センターではどのように展開をされてきているのか、実際の延長保育利用園児数と父母の会の声や今後の改善点なども含めお聞かせをいただきたいと思います。

5つは、現在の児童センターの開館時間の考え方についてです。長井市児童センター設置条

例施行規則第6条では、児童センターの開館時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午前8時30分から正午までと規定されていることはご案内のとおりです。児童センターは保育園とは違い、児童厚生施設ということで、保育時間ではなく施設の開館時間ということにしていると思われま。現在の児童センターの運営は、おおよそ午後3時30分ごろから帰宅準備に入り、園児バスで帰宅をするということになっており、午後5時には園児はすべて帰宅をしていると思います。

私は、この開館時間については、園児が児童センターで暮らすことができる時間帯と規定してみてもどうかと考えます。現在の午後3時30分からお帰りとするのではなく、保育園のように午後4時半まではそれぞれのクラスごとに保育を行う時間とし、それ以降に園児バスでの帰宅という形態に変えることはできないかと考えます。その際、一つは、職員の勤務体制の変更が必要になると思いますし、同時に園児バスの運行時間帯での変更が必要になりますが、父母の会などと話し合いを重ねればできるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。私は、朝の園児バスの運行形態も含めて再検討することで、夕方の延長保育まで踏み込まなくともほとんどの父母の要望にこたえることができるし、園児バスの利用者減少にもつながらない方法と考えますが、いかがでしょうか。

今回提案されている内容とは異なりますが、この考え方のほうが現実的ではないでしょうか。私は、アンケート調査で「延長保育ではなく今のままでよい」という回答が45%あること、「延長保育は制度としては必要だと思うが、利用しない」という回答が63%を占めている結果も冷静に分析をした上での判断が求められると感じます。子育て支援課長からは児童センターにおける開館時間と保育時間の考え方について整理をしていただき、市長には申し上げました

考え方についての見解を伺いたいと思います。

6つは、今後の児童センターをめぐる考え方について市長に伺います。

資料としていただきましたアンケート調査集計表を見ますと、「給食を利用したい」という回答が54%、児童センターに入園しない理由では「給食がないから」とする回答が52%を占めています。給食実施の要望が高いことが明確であり、いかにして給食を実施することができるかについての検討を具体的に進めていくことこそ求められていると私は考えます。

そこで、まず子育て支援課長に伺います。現在の児童センターという形態のままに給食を実施することと保育園として給食を実施する場合の国や県の支援等は違うのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

市長に伺います。私は、以前にも申し上げましたが、児童センターとその地域の小学校とをセットにした形の自校での学校給食方式での導入で小学生にも児童センターの園児にも給食を提供できるシステムの検討こそ大切と考えています。現在の学校給食共同調理場の給食実施という形態から、長井小学校と南北中学校を除いた各小学校にその地域の児童センターの分も含めた給食施設を整備し、児童生徒と園児の給食を実施するというシステムを導入することがこれからは必要と私は考えています。この方式を導入することで、1つは、共同調理場方式ではなかなかそろえることができない地域でとれる農産物やレインボー野菜などの活用を図ることができること、いわば地産地消を実践することができること、2つは、何よりも身近で給食をつくっているところを見、においなどを感じることで食育にもつながること、そして3つは、地域ごとに新たな雇用の場を創出することができることなどにつながると私は考えます。このシステムを具体的に研究し、計画的な導入を図ることが現状の児童センターでの給食実施

につながる道と考えますが、どうでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

第2点目は、認定子ども園での民間施設の事業拡張についてです。

一般会計補正予算第5号に保育所整備費補助金9,951万4,000円が計上をされています。これは定員140人の民間幼稚園にゼロ歳児6人、1歳児6人、2歳児18人、合わせて定員30人の保育所を設置し、認定子ども園幼保連携型、定員170人を整備するもので、新たに保育施設を併設し、幼稚園部分の給食室などを活用するため、幼稚園部分の大規模修繕として耐震工事などを実施するというものです。総事業費は1億3,579万8,000円で、県が2分の1補助6,634万3,000円、長井市が4分の1補助で3,317万1,000円、合計9,951万4,000円補助をすることになっています。来年4月開園を目指すもので、新たに保育士10人程度の雇用創出が図られることと、待機児童解消のため、この計画で30人拡大することで対応するものとされています。私は、言われている雇用確保や待機児童対策という内容は歓迎をします。その上で次の2点について伺います。

1つは、幼保連携型とされる認定子ども園のスペースについての疑問です。厚生委員会協議会での説明では、「既存の幼稚園に隣接する勤労センターの境界に沿って、北側に新たに保育所機能を整備するもので、園庭は特につぶれないで整備するスペースがある」ということでした。私は資料としていただいた平面図と現地を見てまいりましたが、新たに保育室などを併設すると思われる敷地にはジャングルジム、滑り台、木馬、SLの機関車やアスレチック風の遊び場が設置をされており、これらの遊具はどうなるのかということと、あいている園庭に移設するにしても、ただでさえ狭い園庭がさらに狭くなってしまわないかと感じてまいりました。率直に申し上げますが、現在の140人の

+

幼稚園でも園庭は狭いと感じますし、その上、2歳児18人が加われば危険ではないかとも感じました。また、園児が遊ぶ遊戯室は幼稚園の99.37平方メートルのみであり、140人の幼稚園児と2歳の保育園児18名が遊ぶスペースとしては十分とは言えないのではないかと感じたところです。加えて、2階では学童保育も実施をするということでありました。

私は、保育園であっても幼稚園であっても、設置するには子供たちが伸び伸びと生活できるスペースの確保、子供たちが一堂に集まれるスペースの確保、子供たちと父母と一緒にいられるスペースの確保、子供たちが走り回り、遊べる園庭の確保などが大事な要素だと考えてきました。しかし、園児の定員はふえても、確かに新たな保育室等は整備をされても総体の敷地面積がふえるわけでもない状態では、これまでも狭いと感じていたものがさらに狭くなるということになります。私にはこの園庭を駆け回る園児の姿を思い描くことはできません。この間の説明では、県の担当者と民間幼稚園との間で調整を図り計画書を策定をしたということですが、私は170人定員の乳幼児の施設としてはふさわしいとは感じられません。設置基準などがあり、その基準等に合致しているものと思いますが、実際はどうなっているのでしょうか、子育て支援課長に伺います。

子育て支援の充実が言われ、保育所の増加策が都市部では喫緊の課題になっている中で、保育所などの設置基準は緩和されようとする傾向にあると感じていますが、私は地方の小さな都市にあってはそれにふさわしい環境基準を求めていく必要があると思っています。国が定めた基準は最低の数値であることをきちんととらえなければなりません。基準をクリアしているだけでない判断基準が必要だと思います。長井市も事業費の4分の1に当たる補助をするわけですから、長井市の乳幼児の保育がきちんとできる

ような施設整備などを求めることが必要と思いますが、どうでしょうか。

全体的に狭いこと、敷地に占める建物の比率が極めて高いこと、ゼロ歳児から就学前の児童までの施設であり、学童保育も混在することなどから、児童の安全対策、防止対策などの徹底なども含めて検証し、判断する必要があると思います。市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

2つは、幼稚園と保育園の併設となる認定こども園の監督官庁はどこになるのか、子育て支援課長に伺います。

現在は、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省がそれぞれ所管する監督庁となっていますが、認定こども園はどちらが監督官庁として所管することになるのでしょうか。あわせて、県の段階ではどこが担当することになるのか、市の場合はどうかについてもお聞かせをいただきたいと思います。

第3点目は、伊佐沢児童センターの指定管理者制度導入に関連をして伺います。

一般会計補正予算第5号に伊佐沢児童センター指定管理料に係る債務負担行為として、平成24年度から28年度までの5年分1億3,422万6,000円が提案をされています。説明では、長井市保育計画により22年度からの致芳児童センターに続いて、伊佐沢児童センターも社会福祉協議会を指定管理者とするということでありました。

そこで、子育て支援課長に伺います。既に保護者会には社会福祉協議会が指定管理者になるなどの説明をしているようです。多くの方は既に決まったことと感じているようです。当局の一方的な思い込みによる進め方には私は疑問を感じますし、予断を持った進め方は慎むべきではないかと考えますがどうでしょうか、まず見解を伺いたいと思います。

また、「伊佐沢児童センターは運営が厳しく、

あえて手を挙げて取り組まれる事業者は少ないと個人的には思っていた」と答弁をされていますが、そういうことだとすれば、当局がもくろんでいる社会福祉協議会であってもこれは同じ思いなのではないでしょうか。経営や運営が厳しい施設ということであるとするならば、そこは市が直営できちんと責任を持って運営をしていくということこそ行政体としてのあるべき姿ではないですか。そういう根本的な検討がどう展開をされたかも含めて、この間の対応について伺いたいと思います。

さて、指定管理料の約60%は人件費となっていますが、そのうち正規職員は4名、臨時市職員が2名、そして延長保育に伴うパート職員1名と事務職担当が1名とされています。私はこの内容は納得できません。

この間、長井市の保育事業は大きく転換をしてきました。市直営での保育展開から保育園の外部への移管、そして児童センターの指定管理者導入という流れになってきています。市で保育士を全く採用しない状況を長年続け、各保育現場では正規保育士よりも臨時保育士の割合が多くなり、その改善策として市が保育士を採用するのではなしに、社会福祉協議会に移管などを行うことで社会福祉協議会が保育士を採用するという形態になってきたことはご案内のとおりです。そして、不安定な臨時の保育士という状況を解消するというのも指摘をされてきたと記憶をしています。しかし、現状はどうでしょうか。移管や指定管理者としている社会福祉協議会でも臨時職員の割合が高くなっており、指定管理料もそれを認めるような内容になっているのではないかと感じます。これではこの間の答弁とは大きく乖離をする事態と言わなければなりません。私は、保育に関する市の考え方と実際に保育の現場で事業を展開している社会福祉協議会との間にずれが生じているのではないかと感じます。

長井市は、将来を担う乳幼児や児童生徒などの子育て支援を強化、充実させながら市民サービスを向上させ、ひいては人口3万人復活や出生率向上につなげたいと構想しているわけですが、実際保育の現場を預かる社会福祉協議会としては、少子化による園児数の減少傾向という現実を見れば、保育士の採用は控えざるを得ないとする判断に立たざるを得ないのが実態ではないかとも感じます。私は、こういった事態のままに今後も移管や指定管理を進めることはできないと考えます。考え方と方向性の整理を図ることが今求められていると感じます。今後の対処方法をお聞かせをいただきたいと思います。

第4点目は、はなぞの保育園と清水保育園の合築について、市長に伺います。

一般会計補正予算第5号で土地の取得費4,339万2,000円が計上されていますし、水道事業会計補正予算では土地の売却代金を収入として計上するとともに、704万5,000円の固定資産売却経費が計上をされています。私は、この計画についてはこれまでも再考を求めてまいりましたが、受け入れてはいただけませんでした。しかし、私は一連のこの計画はやっぱり納得できません。将来の長井市の保育施設のあり方からも理解できません。

6月にも申し上げましたが、当該の土地は将来の長井市の水道施設改修地として現状のまま水道事業が保有したほうがよいと思われること、保育園は無理に合築するのではなく、保育単価など将来を見越した負担増とならないよう、それぞれが適正規模の保育園として改築等を展開をしていくこと、当面傷みが激しいはなぞの保育園の改築を単独で進めること、そうすることで、建設地の確保は容易に展開できることなどの立場で検討するべきものと考えます。

国の公共事業などで指摘されていることの一つに、国は一度決めたことは変更しない、それが何年前の計画であってもと言われてきました。

+

長井市にはそんなことはないとは私は考えたいし、ぜひ再考していただきたいと思いますが、市長の決断をお聞かせをいただきたいと思います。

質問の第2は、長井市災害対策基金の考え方について伺います。

定例会に長井市災害対策基金条例の設定が提案をされています。東日本大震災に伴い、災害対策などとして市に寄せられた寄附金を基金として管理するというもので、590万円の寄附金を見込み、基金積み立て503万9,000円が一般会計補正予算に計上をされています。私は、基金として管理をしようという提案は賛成ですが、何点かについて伺いをしたいと思います。

第1点目は、基金の処分については整理が必要ではないかについて、総務課長に伺います。

基金の処分案として、1つは、自然災害及び人為的災害により被害を受けた市民及び被害を受け長井市に避難した他町村の住民への救援物資の支給や救助に対する費用、2つは、長井市の区域内における災害応急復旧に要する費用、3つは、救援物資及び救助資機材の備蓄に要する費用、4つは、自主防災組織の資機材整備等に要する費用などが考えられると触れられています。私は、これらの処分については整理をする必要があると思います。災害などに対する応急や復旧あるいは救助などに関する費用については国が負担をするものであり、市町村はこれらの費用を求償することになるわけで、実際の費用負担は生じないと考えられるのではないかと思います。また、地域で自主防災組織をつくる際には、県の総合交付金の対象となりますし、救助資機材の備蓄などにあたってはコミュニティ助成事業の対象となることなどを考えれば、必ずしもこの基金で対応しなくてもいいと考えられるものがあり、処分の対象を明確に整理をしながら進めるということが大事と考えますが、総務課長の考えをお聞かせをいただきたいと思っています。

第2点目と3点目については一緒にして市長に伺います。

私は、基金の処分については、整備をしていく課題を明確にした上で基金の必要額を設定し、その上で計画的に運用していくことが必要と考えます。例えば、この間の議会で市長答弁にあった防災ラジオ局の設置のための基金としていくことも大事なことと思います。あるいは、私は、3.11大震災のとき長井市は一昼夜にわたる停電を経験をしたわけですが、その中で、真っ暗な中で地域内に1カ所でも明かりがともっており、住民が集える場所があればどんなに心強いことかと感じました。自主防災組織のあるなしにかかわらず、分館や自治館と言われる地域の公民館に最低発電機を1機設置するための基金を目指すということも大切なことと感じたところです。それぞれの整備に必要と思われる額を設定し、年次計画での整備を基本として基金造成と処分を展開していくことが必要と思います。そして、そのためには寄附だけに頼るのではなく、一般会計からの計画的な基金への積み立ても必要と考えますが、いかがでしょうか。

これらも含めて、具体化に向けた研究や検討を早期に開始をする必要があると考えます。市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。

高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。議員のほうから大きく2点、私からは6点ほど答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、最初の長井市の保育事業の展開についてでございますが、議員のほうからは児童センターの運営について、園児バスの運行や職員の勤務体制を見直すことで延長保育を導入しなくてもよいのではないかとというような質問に対し

てのお答えでございますが、このたび市内5つの児童センターのうち1つの指定管理を行っております。致芳児童センターを除いた4つの部分を延長保育ということでご提案させていただいているんですが、その背景にあるものを少し申し上げたいというふうに思います。

それは、特に一昨年のリーマンショック以降、市内の各企業にお勤めの、特に女性の方が多いのだというふうに思いますが、なかなか厳しい勤務形態になっており、女性として、あるいは母親、保護者として配慮を企業側に十分求めにくいような状況であるということをお伺いします。そんなことから、どうしても夜、残業を受けたりしなきゃいけないとか、あるいは朝早く出勤しなきゃいけないというような部分が大変多くなったと、また育休等々もとりにくいような状況であるというふうにお伺いしています。それが実態として待機児童の増加につながっております。

これは以前から子育て支援課長のほうも申し上げますが、予想外に保育園に入園するお子さんがふえてると。児童センターの入園児が少子化ということだけではなくて、例えば西根地区なら西根地区の同年代のお子さんが30人とか40人いる、かつてはそのうち割合としてはある程度高い割合で児童センターに入園いただいたのが、残念ながら特に去年あたりから、ことは特にひどかったと思いますが、入園されるお子さんの比率が低くなっていると、その実態としてどうなのかということでアンケート調査をしたわけです。

もう少し整理してお話ししますと、結局児童センターでは遅くまで預かっていただけませんので、たとえ祖父母の方に預かっていただけたとしても、やはりなかなか無理はお願いできないと、そうしますとどうしても母親あるいは父親に無理がかかると、ですから児童センターではなくて保育園に預けたい。あるいは、

3歳児未満も保育園は預かっていただけるわけですから、児童センターでは残念ながら基本的には2歳児は預かれませんので、ですからそういったところで保育園に流れると、そうしますと保育園のほうは定員がいっぱいになってしまう。すなわち、生まれてすぐ赤ちゃんを預けて働かざるを得ないという厳しい実態がありまして、それが待機児童につながってくるということでもあります。

ですから、児童センターの利用者の方、保護者の方の利便性を図るということは一つあるんですが、それだけではなくて、回り回って長井市全体の保育が非常に偏った形になっているので、児童センターについては保育に欠ける、保育に欠けない、両方のお子さんを預かれるわけですから、その部分でできるだけ児童センターで保護者の皆さんの要望に応えられるような努力をしていかなきゃいけないと、そんな実態があるというふうに思っています。

前置きが長くなりましたけれども、そういった意味で、今回すべての児童センターで延長保育を実施するための設置条例の一部改正案を提出させていただきました。

ただいま申し上げましたように、就労環境の変化や核家族化が進む中で、出勤途中に登園させる早朝、あるいは夕方5時ないし6時以降、帰宅途中に迎えに来るまで保育を必要とするお子さんがふえてきており、今まで保育時間が短く利用できなかった児童も利用できるようなためのもので、安心して働き、子を育てることができる環境を整えるためのものでございます。

議員からお話あります全員のお子さんを午後4時半まで保育を行い帰宅させることにつきましては、それぞれの児童センターでは送迎に要する時間が違ってございまして、豊田児童センターでは1時間半ほど要していることから、最終のお子さんが夕方6時近くに帰宅となるため、

+

厳しい状況になるんでないかなというふうに考えられます。また、市内の保育園や幼稚園の園児バスの運行を見ましても夕方4時ぐらいから送っているということですので、ご家族が家にいらっしゃるお子さんについては夕方余り遅くならない時間帯に帰宅し、家族と触れ合う時間を大切にいただければと考えてるところでございます。

なお、今回の保育時間の見直しは、延長保育を利用せざるを得ないお子さんに対応させていただくもので、すべてのお子さんの保育時間の延長ということではございません。

次に、2点目のいかにして給食の提供を実施するか、また長井小と南北中を除く各小学校で自校給食を行い、児童センターの給食も賄う方式をとれないかというようなご提言でございます。

給食につきましては、保護者の要望が非常に高いことから、安心して提供できる方法、仕組みについて早急に検討しなければならないと考えております。学校給食共同調理場につきましては、学校給食衛生管理基準の充足を目的に平成22年7月から8月にかけて大規模改修工事を行っておりますが、年々厳しくなる衛生管理基準を充足しながら学校給食の安全な提供を行ってる状況でございます。児童センターの給食については、どのようにして安心して児童の発達、発育に合わせた給食の提供をできるのか、共同調理場の活用を含め、速やかに検討していく必要があると考えております。

また、議員からご提言ありました小学校の自校、親子方式による児童センター等への給食提供につきましては、大変理想的な方式だというふうに思えますし、いろんな条件が許せばこれが最も望ましい形だと私も思いますが、現在各小学校に厨房施設、設備がないことはご承知のとおりだと思います。そうしますと、これ単なる普通の厨房ということではなくて非常に厳し

い衛生管理基準を充足させる、保健所等の厳しい指導も受けながら新たな設備工事をしなきゃいけないということ、現実的には非常に難しい方式ではないだろうかというふうに思います。また、各小学校のほうに調理師さんないし栄養士さんもやっぱり配置しなきゃいけないということから、現在のところはなかなか難しい状況だと思います。

次、3点目でございますけれども、認定こども園での民間施設の事業拡張についての質問でございます。小都市にふさわしい環境基準が必要なのではという、これもご提言、ご指導だと思いますが、高橋議員がおっしゃるように、十分なスペースを確保し、子供たちが伸び伸びと遊べる環境を整備するというのは、やはり大都市ではできない非常に特徴的な、地方都市ならではのメリットだというふうに思います。ですから、そういう意味では、可能な限り私どもも民間施設でもお願いしていく必要があるだろうというふうに思っております。

議員もご承知のとおり、保育所の認可やこども園の認定は国が示している基準に基づきまして県が認定の基準を別に定め、県知事が行っております。今回の認定こども園の整備につきましては、設置者から新たな用地等の確保に向け取り組みいただいたが実現できなかったという経過がありまして、非常に残念だというふうに思っております。

保育園や認定こども園の整備については、県と調整を図りながら今後とも進めてまいります。今回の計画は十分な基準を満たしているようでございます。今後より充実した保育環境の整備が図れるよう県の指導をお願いするとともに、市におきましても設置者に対し積極的に働きかけをしていく努力をしていきたいと思っております。

4点目でございます。伊佐沢児童センターの指定管理者制度の導入に関連して、今後の運営

形態をどう構想しているのかということですが、伊佐沢児童センターについては、高橋議員もご承知のとおり、平成18年度に策定し集中改革プランでは廃止というような状況でしたが、それを決めたことを、私が決めたわけではないんですが、それを私は地元の保護者の皆さん、あるいは地域の皆さんからもご意見いただいて残したわけです。

その中で、確かに市の保育士さんは17年、18年ぐらい採用してませんので、そういった意味では、年々退職されていきますので少なくなります。しかし、先ほどから申し上げてますように、保育環境、社会環境が大幅に変わっていると、しっかりとした国のいち早いそういう保育事業の形を、方針を法律も含めてしっかりと打ち出していたら、行政側としても今後少子化の中で、保育士で雇用して途中で解雇はできないわけですから、また延長保育とか、あるいはさまざまな要望に公務員としてこたえられる部分というのは残念ながら限定されてるといふところもありますので、やはりここは臨機応変に対応していただける民間にお願いしたいということで指定管理者をお願いをしたわけです。

ただし、私も社会福祉協議会に関してはもう少し正規職員で対応していただきたいと、これだったら市の職員と、あと臨時職員で対応するときとあんまり変らないんじゃないかという部分で少しお願いもしてまいりました。ただ、指定管理者というのは、今回も3年からあるいは5年でございます。受ける側からすれば、一たん正規職員として採用した職員が指定管理者を受けられなかったからということで解雇せざるを得なくなると思うんですね。ですから、そういった意味で言えば、保育園あるいは児童センターの指定管理者制度というのは、これは競争で指定管理者のほうも決めていかなければならないんでしょうけれども、どうしてもそう

いった特殊事情があることも私は事実だと思っております。今まで、社会福祉協議会については、はなぞの保育園と清水保育園の統合した際に一斉採用を行った経過もあるというふうに聞いておりますが、今後新たな職員の採用は慎重にならざるを得なかった経過もあったというふうに聞いております。

市から移管した保育園や指定管理者制度を導入した各児童センターについては、引き続き保育内容の充実と質の向上を図るため、適正な正職員の配置をお願いしておりますし、昨年度の致芳児童センターの指定管理者制度導入の際も保育士の職員採用をお願いしております。結果として昨年2名の保育士を採用されておりますし、今年度も採用を予定しているということでございます。今後の指定管理者制度の導入計画も踏まえ、計画的な職員採用を進めていただければと考えております。地域の若者が定着し、安定して働ける場を確保するためにも、積極的に指定管理者を受けていただくところには正職員の採用を行っていただくよう、今後とも要望したいと考えております。

1番目の質問の最後でございますが、5点目のはなぞの保育園と清水保育園の合築についてでございます。計画の再考ということでございますが、これは何年前の計画であっても一度決めたことは変更しないという国の姿勢と同じという大変厳しいご指摘でございますが、もちろん整合性がなければ、私は当然計画変更もあると考えています。しかし、十分な議論と検討を重ねた上での保育計画に基づいておりまして、最良の選択と考えております。

合築計画は、将来の児童数の減少を見据え、効率的にゼロ歳児から5歳児までの一貫保育を行うためのものであります。かつては、はなぞの保育園は幼児、そして清水のほうは3歳児以上というようなすみ分けがあったようですが、そうしますと同じ兄弟でもはなぞのと清水に分

+

けて預けなきゃいけなかったということもありまして一緒にするという事になったわけでございますし、はなぞの保育園の傷みが激しいことから計画年度を繰り上げて進めております。

また、6月定例会で整備に対する助成の承認をいただきまして、社会福祉協議会の理事会でも本計画が満場一致で承認され、清水町に整備する実施計画もでき上がっているところでございます。このことから、市から社会福祉協議会に対して計画等の変更をお願いすることは考えていないところでございます。

最後に、長井市災害対策基金の考え方について、私のほうからは、整備する問題を明確にして運用することが必要と思うがどうかということでございますが、これは高橋議員のほうからご指摘あるいはいろいろご提案いただいたとおりで思っております。

市のほうでは、これも一昨年から危機管理室を設けながら、そして昨年、23年度に防災計画の全面的な見直しをしていこうということで準備をしてきました。そのさなかに3月に大震災があったということで、当然それらのいろいろな実際の問題が、やっぱり停電の問題であったり、あるいは情報を市民にきちんと伝えることができなかったという反省などもありますので、それらについて十分検討を重ねた上で来年度のさまざまな予算、事業にこの基金も生かさせていただきたいというふうに思っております。

やはりこの基金の浄財は市民の皆様から、あるいは企業からの寄附でございます。大変な苦勞してためていただいたお金を寄附いただいたわけですので、大切に使わなきゃいけないということで、まずは基金として積み立てさせていただきながら、これから防災計画と今回の震災の反省も踏まえまして、ぜひ来年度からさまざまな事業を進めていく中でこの基金を使わせていただきたいと思いますし、もちろんこの基金に対して一般会計のほうから繰り入れも行って

いくかどうか、そういったところも含めて検討してまいりたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○蒲生光男議長 種村正一子育て支援課長。

ここで、当局の皆さんに申し上げますが、残り時間を勘案しながら、答弁は簡潔にひとつお願いいたします。

○種村正一子育て支援課長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

一番初めの条例改正案の提案経過につきましては、市長から説明ありましたので割愛をさせていただきます。

1番目の児童センターに延長保育を導入することについての園児バスの運行についてどのように対処しようとしているか、父母の会との話し合いはどのようになってるかについてお答えをいたします。

延長保育を実施することにより、今まで仕事の都合で送迎できなかったお子さんの入所がふえると見込んでおりますけれども、園児バスを利用する児童については、既に延長保育を実施している致芳児童センターの例を参考にいたしましても、大幅な減少はないと見込んでおります。しかし、就園前の児童数の減少により、児童センターの入所児童数も減少してくることが予測され、今後園児バスの運行を維持するのが非常に大変になってくると考えております。できればそれぞれの児童について保護者に送迎をお願いし、送迎できないお子さんについて園児バスで送迎を行い、バスの集約化と保護者の負担軽減を図っていきたいというふうに考えております。

ことし5月に各児童センターの保護者会の役員にお話をさせていただいたり、保護者会の総会や児童センター運営委員会の開催時にもお話をさせていただきましたが、「施設ごとの運行時間が長く、1台のバスを複数の児童センターで利用するのは非常に厳しい」とのご意見をい

ただいております。

また、バスを利用する子供たちの安全確保のためにも、バスの更新を強く要望いただいております。来年度の入所募集を10月から11月まで行う予定ですが、園児バスの利用動向を伺いながら、締め切り後早急に保護者会と話し合いを持って、園児バスの更新あるいは今後のあり方について決定していきたいというふうに考えてます。

2点目の学童クラブと延長保育児童が混在する時間帯の部屋の確保や事故等の回避についてでございますが、児童センターで開催してる学童クラブにつきましては1部屋を学童クラブ専用の部屋として確保しており、下校時には学童クラブの部屋で宿題を行い、夕方4時ごろからおやつを食べ、児童センターの園児がバスで帰った後遊戯室で遊んでおります。また、バスに乗らなかった児童センターの園児につきましては、居残りの部屋で保育士がつき、保護者が迎えに来るまで過ごしており、児童センターの中でうまくすみ分けがなされており、保育士や学童指導員のもとで行動し、事故が起らないよう細心の注意を払っております。延長保育が実施されても基本的には変わらない対応になると考えております。

延長保育を実施するに当たっての職員数と勤務体制についてでございますが、職員体制についてはそれぞれの施設から保育士が集まり検討を進めております。現在の案としては、延長保育に対応するため朝7時半から出勤する早番1名、夕方7時15分まで勤務する遅番1名とし、ほかに延長保育時間に対応する保育補助のパート職員1名を雇用し、2名体制で対応したいと考えております。

質問がございました関連する部門との調整につきましては、職員の勤務形態、労働条件の変更にかかわることから、担当の総務課と相談しながら職員労働組合と協議、調整を図ってまい

りたいと考えています。

4点目の児童センターの現状について申し上げます。1つ目の園児バスについては、避難児童を除く69名の在園児のうち、延長保育児童12名以外すべて園児バスを利用しておまして、57名の利用者で、利用率83%となっております。

2つ目の学童クラブの混在については、園児バスが出た後、居残り園児と学童の児童が夕方5時ぐらいまで一緒に遊戯室あるいは園庭で遊んでおりますが、小学生の学童の子が園児の面倒をよく見ていらっしゃるといようなことで、小学生が小さいお子さんに対して危険回避について自然と学び、遊んでおり、今まで事故の発生はないというようなことでございます。

3つ目の職員体制については、長井市の案とほぼ同様の体制で実施しております。

5番目の児童センターにおける開館時間と保育時間の考え方につきましては、児童センターの設置条例施行規則を見ますと、開館時間は児童厚生施設としての開館時間ですが、保育を受託してるというようなことがございまして、開館時間内の保育時間に合わせた使用料を規定していると考えております。

6番目の児童センターという形態のまま給食を実施することと、保育園として実施する場合の国や県の支援などの違いについてでございます。保育所における給食の提供につきましては、児童福祉施設最低基準において室内で調理する方法により行わなければならないと規定されています。ただし、昨年6月に衛生面、栄養面の内容が確保される場合は、公立、私立を問わず、3歳以上の児童に限り外部搬入が認められたところですが、また、3歳未満の児童に提供する場合は、公立保育所に限り、構造改革特別区域における公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業について申請し、認定を受けることにより可能となっております。しかし、児童センターにおける保育児童への給食の提供につき

+

ましては規制がなく、県内の多くの自治体で給食を提供してると考えております。

なお、現在児童センターにおける給食の提供については、手続や支援策について県に照会をしているところです。

次に、2番目の認定こども園の民間施設の事業拡張について、認定こども園の基準についてご説明申し上げます。

今回整備される認定こども園につきましては、既存の幼稚園部分に保育園機能を追加し、幼保連携型の認定こども園を整備するものです。施設基準については、山形県が就学前の子供に関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、認定こども園の認定に必要な基準を条例で定めております。具体的な内容はちょっと割愛をさせていただきますが、今回整備される長井めぐみ認定こども園につきましては、乳児室6名の基準、19.8平米に対しまして58.16平米、1歳児の保育園児用の保育室6名の基準、19.8平米に対し27.09平米、2歳児用の保育室12名に対して23.76平米に対し38.47平米であり、基準は十分満たしております。また、屋外遊戯場につきましても基準の倍近い十分なスペースを確保しております。

続きまして、認定こども園の監督庁についてでございますが、今回整備する長井めぐみ認定こども園につきましては、認可の幼稚園機能と認可の保育園機能をあわせ持った幼保連携型の認定こども園です。幼稚園の機能につきましては、議員がおっしゃるように文部科学省、保育所につきましては厚生労働省というようなことになってます。ただ、認定こども園の普及推進を図るため、国においては文部科学省、厚生労働省……。

○蒲生光男議長 簡潔にお願いします、簡潔に。

○種村正一子育て支援課長 認定こども園にはそれぞれ文部科学省と厚生労働省が所管しております。長井市におきましても、教育委員会と子

育て支援課でそれぞれ幼稚園と保育園の部分を担当しています。

続きまして、3番目の児童センターの指定管理についてでございますが、こちらにつきましては市長のほうから経過説明がございましたので、保護者との説明においての部分について説明をさせていただきます。

伊佐沢児童センターの指定管理制度の導入について7月26日説明会を開催いたしました。現在、社会福祉協議会から2名の保育士の派遣をいただき、検証を行っております。保護者の方から社会福祉協議会に指定管理になってほしいとの要望をいただき、指定管理者の指定に関する手続の説明を行った際、誤解を与えてしまったのではないかとということで反省をしております。

議員がおっしゃるように、指定管理者の導入に当たっては、施設の性格なども加味しながら、基本と原則に基づき進めていきたいと考えております。以上でございます。

○蒲生光男議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 災害応急対策に関しましては、例えば被害情報の把握あるいは避難所運営などにあたり、移動無線機、これを各地区公民館で整備するようなこと、例えばでございますが、そういうようなことなども考えられると思います。それから、災害救助法の適用基準に満たないような場合の経費の支出などもございますので、1番目のところはご理解いただきたいと思っております。

それから、2番目の自主防災組織でございますが、助成を行っていくという方針が決定されれば、補助要綱等でご心配の向きのないように取り扱いしてまいりたいというふうに思います。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 ちょっと時間がない中で申しわけありませんでした。

私、今回、延長保育のことについてはバスと

うまく協合するにはやっぱりこの方法しかない
のでないかなというふうに申し上げているので
す。バスが1時間半かかるからだめだみたいな
答弁でしたけれども、私そうでないと思うので
すね。もう少しこれを掘り下げてやっていくほ
うが、私はこれからのためにもいいというふう
に思っています。何かの機会でもたやらせていた
だきますが、ぜひそういった意味でご理解をい
ただければというふうに思っておりますので、
よろしく申し上げます。終わります。

大道寺 信議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位7番、議席番号8番、
大道寺 信議員。

(8番大道寺 信議員登壇)

○8番 大道寺 信議員 おはようございます。
本定例会に当たり、通告してあります2点につ
いて質問をいたします。

まず、台風12号により被災されました皆様に
心からお見舞いを申し上げます。死者、行方不
明者が100人を超えるという平成に入って最悪
の台風被害となり、自然災害の恐ろしさをまた
思い知らされたと思います。

また、東日本大震災からもうすぐ6カ月がた
とうとしています。本格的な復興までにはほ
ど遠い状況にあります。懸命に被災地で頑張っ
ている方々の気持ちを思うと、一日も早い復興
を祈るばかりです。特に原発事故に伴って数々
の問題が生じており、今後、被災者の生活や子
供たちの健康、食品に与える影響など、解決し
なければならない課題が多い中で、その終息の
めどが見えないことは大きな問題であると考え
ます。

また、最近の超円高による経済への影響が懸
念されており、このまま円高が半年間続くと製

造業の大手企業は半数近くが海外に出ていくと
の経済産業省の調査結果が出ていることなどか
ら、早急な円高対策が求められています。こう
した中で、菅政権から野田新政権へと交代しま
したが、これまでの反省を生かし、震災復興、
原発事故への対応、円高対策をはじめとする経
済対策などに対し、実効ある政策のスピーディ
ーな対応を期待するところであります。

こうした状況の中で、長井市の経済雇用状況
も依然として厳しい実態にあることは言うまで
もないと思いますが、今後これにどう対応して
いくかとの視点で、まず大きな第1点目の経済
雇用動向と今後の対応について質問をいたしま
す。

第1点目は、震災と円高等による市内経済へ
の影響はについてであります。6月定例会では、
震災直後の市内経済雇用への影響と今後の対応
策について質問いたしました。商工振興課長
からは、「震災によって最も影響を受けたのは
飲食サービス業であり、今後も依然として厳し
い状況にあるのではないかと。また、製造業はマ
イナス要素も見られる一方、増産あるいは設備
投資などのプラスの状況があり、全体的には横
ばい、もしくは緩やかな回復傾向をたどるもの
と考えている。今後の動向は、夏場の電力需要
がどうなるか、それから観光等の事業がどの程
度まで回復するか、それからもう一つは、世界
的な流れの中で円高ぎみの為替レートの動き、
それからもう一つは、原油価格等の今後の見込
み、そういったものがあって一概に言えず、厳
しい不確実な状況が続くのではないかと」との答
弁を受けたところであります。

6月からはまだ日にちはたっておりませんの
で大きな変化はないのかもしれませんが、この
ところの超円高の影響は、当市の主要産業であ
る製造業に今後大きな影響を受けることが懸念
されることもありますので、どのように見てお
られるのかについて市長の見解をお聞きいたし